

**青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例等の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方公務員災害補償法施行令および非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を引き上げたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例等の一部を改正する条例**

(青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

(青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 2 条 青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の青梅

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。) の規定および第2条の規定による改正後の青梅市消防団員等公務災害補償条例 (以下「第2条による改正後の条例」という。) の規定は、令和8年4月1日 (以下「適用日」という。) から適用する。

(青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条による改正後の条例第22条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条第1項第7号に規定する葬祭補償 (以下この項および次項において「葬祭補償」という。) について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (以下この項において「旧条例」という。) 第22条の規定による金額により支給されたものまたは旧条例付則第5条の規定による金額により支給されたもの (その額が66万円未満であるものに限る。) の支払は、第1条による改正後の条例第22条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

(青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条による改正後の条例第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた青梅市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償 (以下この項および次項において「葬祭補償」という。) について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 5 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の青梅市消防団員等公務災害補償条例 (以下この項において「旧条例」という。) 第18条の規定による金額により支給されたものまたは旧条例付則第6条の規定により支給されたもの (その額が66万円未満であるものに限る。) の支払は、第2条による改正後の条例第18条の規定にもとづく葬祭補償の内払とみなす。